（内閣府大臣官房）内閣府事務官　鶴代　隆造
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））の併任を解除する　永島　拓
（警察庁警備局付）警視長　菱田　泰弘
（出入国在留管理庁政策課長）法務事務官（財務省大臣官房付）財務事務官　谷　雅彰
（厚生労働省参事官）厚生労働事務官　高松　利光
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）（以上一月二十三日）

叙位・叙勲

○叙位

正三位に叙する
片山虎之助
正六位に叙する（各通）
井出　義昭
岡本　茂樹
落合　謙治　小野　善正
財津　幸範　菅原　信雄
湯本　厚　吉岡　裕一
従六位に叙する（各通）
大野　照男　北田　孝一
中田　仁司　黛　秀男
正七位に叙する（各通）（以上七年十二月十八日）
近藤　守
正五位に叙する
三ツ井　晋
従五位に叙する（各通）
曽我　透
中村　英昭
正六位に叙する（各通）
野崎　博
大石　眞裕　大野　順廣
亀田　敏和　佐々木　規
武内　憲一　松村　泰行
従六位に叙する（各通）
川村　理志
正七位に叙する（各通）
郡司　裕子
（愛媛県伊予消防等事務組合消防司令）
仲岡　義起
従七位に叙する（以上七年十二月十九日）
屋比久　浩
（琉球大学名誉教授）
正四位に叙する
川端　武和
従五位に叙する（各通）
宮城　一夫
梅村　元次
野村　忠夫
仲里　金介
持田　和男
正六位に叙する（各通）
永山　宏昭
福島　聡
畑　清喜
山崎　望
従六位に叙する（各通）
（警視庁警部）
徳永　昭助
中村　徳江
正七位に叙する（各通）
（新潟県警部）
和田　達郎
従七位に叙する（以上七年十二月二十日）
杉田　和博
正三位に叙する
（東北大学名誉教授）
田中　正之
正四位に叙する
（東京大学名誉教授）
久保田弘敏
従四位に叙する（各通）
（長野工業高等専門学校名誉教授）
松島　久夫
正五位に叙する
塚原　治
小林　秀雄　込山　晴康
正六位に叙する（各通）
横田亀久惠
石間　正昭　稲葉　隆志
加地　敏博　太田　敏雄
佐瀬　昭　木戸　利和
従六位に叙する（各通）
清野　敏巳
田口　哲
正七位に叙する
山本　勇治
濱野　千歳　堀場　学
従七位に叙する（各通）（以上七年十二月二十一日）

○叙勲

瑞宝双光章を授ける（各通）
齋藤　喜尚　中田　仁司
小出　康宏　財津　幸範　清水　孝則
黛　秀男　湯本　厚　吉岡　裕一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七年十二月十八日）
近藤　守
瑞宝小綬章を授ける
大石　眞裕　大野　順廣
鬼丸　竜治　中村　英昭
瑞宝双光章を授ける（各通）
猿田　義行　武内　憲一
郡司　裕子
（愛媛県伊予消防等事務組合消防司令）
仲岡　義起
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七年十二月十九日）
梅村　元次　野村　忠夫　畑　清喜
持田　和男　八代　仁一
瑞宝双光章を授ける（各通）
（警視庁警部）
中村　徳江
福島　聡
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七年十二月二十日）
久保田弘敏
（東京大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
稲葉　隆志　太田　敏雄　堀場　学
瑞宝双光章を授ける（各通）
清野　敏巳
瑞宝単光章を授ける（以上七年十二月二十一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、オーストラリアの国祭日につき、一月二十三日同国連邦総督閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、インドの共和国記念日につき、一月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

中国運輸局最低賃金公示第１号

中国地方交通審議会から中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第５号）、中国海上旅客運送業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第６号）、中国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第１号）及び中国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第２号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に中国運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号730－8544広島県広島市中区上八丁堀６番30号」あて提出されたい。

令和８年１月27日

中国運輸局長　金子　修久

中国地方交通審議会の意見（要旨）

１．中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額としてそれぞれ、職員（船長を含む。）「269,700円」を「280,700円」に、ただし書の課程修了後の勤務期間が一定の期間に満たない職員「253,150円」を「264,150円」に、はしけ長「269,700円」を「280,700円」に、部員「211,100円」を「222,100円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「201,700円」を「212,700円」に改正することが適当である。

２．中国海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額としてそれぞれ、職員（船長を含む。）「263,450円」を「273,250円」に、部員「196,800円」を「207,800円」に改正することが適当である。

３．中国漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額としてそれぞれ、「213,300円」を「224,000円」に、鳥取県、島根県及び山口県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている船員であって、２そうびき沖合底びき網漁業の漁船に乗り組む者の最低賃金額「196,000円」を「206,700円」に改正することが適当である。

４．中国漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「213,300円」を「224,000円」に改正することが適当である。